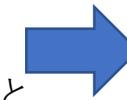


医療的ケア児支援体制における公的機関の役割と方向性について

～各委員からの意見を踏まえて～

市町村・医療的ケア児等コーディネーター

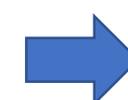
- ・本人、家族の一番身近な相談窓口。
- ・まずは各市町村での窓口や担当者を決めるべき。担当者は変更しない。
- ・市町村の協議の場において、医療的ケア児が地域で生活できるための支援策を協議すること。
- ・関係機関との連携を図り、医療的ケア児の退院前からの支援の流れをつくること。



・直接支援は市町村が行うのが本来であるが十分機能しているのは一部ではないか

県障害児等療育支援事業（圏域）

- ・圏域での障害児に対する継続的な療育支援を実施し、市町村では対応が難しいケースについては連携して対応。
- ・市町村や圏域の自立支援協議会の医療的ケア支援部会に入るなど、療育支援事業が市町村の情報や課題を把握するセンター的な役割となること。
- ・医療的ケア児も支援可能な体制とするため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講促進。



・療育支援事業実施施設にもコーディネーターを配置し、他の障害児と同様、医ケア児の相談対応や圏域の情報集約などを行うことが期待されているのではないか

医療的ケア児支援センター

- ・解決や整理に必要な関係機関への情報提供や情報発信。
- ・市町村の窓口やコーディネーターとの定期的な会議の開催。
- ・コーディネーターの啓発活動やフォローアップや事例検討等の研修会を開催。
- ・埼玉県全体は広すぎると考えるため、例えば、東西南北にリーダーの医療的ケア児等コーディネーターを配置してセンターに集約を検討。



・センターは、本人、家族に加えて各支援機関からの相談対応も行うことが期待されているのではないか
・複数のセンターが必要ではないか

県（障害者支援課）

- ・県単位の協議の場を設置し、関係機関との連携、支援策を検討。
- ・医療的ケア児等コーディネーターなど専門人材を育成。
- ・市町村の体制整備支援や事業所の支援体制を整備。



・県は、市町村や事業所の体制整備など、政策的な中心となることが必要ではないか